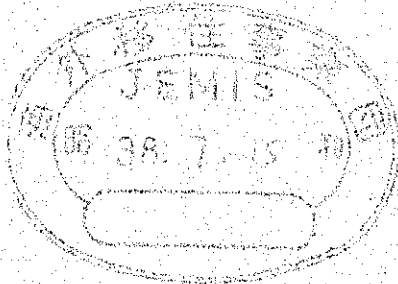


移住者に対する農業融資基準

昭和36年11月13日改訂



本海外移住振興株式会社

東京都千代田区内幸町2の7

国際協力事業団

受入 月日	84. 8. 14	000
		23.4
登録No.	02937	EZ

融資利用の皆さんへの御願い

1. この融資要領は会社が資融を実施する場合の最高限度を示したものであります。
2. 会社の事業資金は政府の出資又は政府保証の借款で賄つていきますので政府の監督指導のもとに限られた資金を有効に出来るだけ多くの移住者に利用して戴き、且損失を蒙るが如きことのない様に運営する方針が採られていますので、金額の制限、担保徴求其他種々の条件が附されています。
3. 従つて実際融資に当つては、移住地の状況、営農の実態、担保関係、償還見込等を勘案して融資対象、融資金額、融資条件等がこの融資要領の範囲内で決定されるもので一律に限度一杯に融資されるものではありませんから予め御了承願います。

JICA LIBRARY



1023984[6]

移住者に対する農業融資基準

一、移住者に対する農業融資は次のとおりとする。

I 渡航前融資

II 現地融資

(I) 移住者に必要な資金の融資

(II) 移住者の団体に必要な資金の融資

二、渡航前融資は次の基準により行うものとする。

1. 融資の対象

(1) 農業用機械、機具類の購入資金

(2) 次の営農資金

(I) 種苗、農薬、肥料、飼料、諸材料、家畜等の購入資金

(II) 伐木、山焼、家屋建設費用、その他営農に必要な資金

2. 融資申込者の資格

開拓移住者（自作農として開拓営農に従事するため移住するもの）として渡航が決定したもの、及びその団体。

3. 融 資 額

1戸当り50万円を限度とする。

4. 融資期間及び利率

(1) 期間及び支払方法

4年以内の据置期間（利子繰延を認めることができる）
を含めて最長9年の割賦払。

(2) 利 率

利子所得税額を差引いた残額が年5%に相当する率

5. 担保及び保証

充分な担保又は確実な連帯保証もしくは損失補償契約による保証を徴するものとする。

6. 融資の方法

(1) 農業用機械、機具類の購入資金は、契約締結時に用途を確認の上手交するものとする。

(2) 営農資金は原則として移住先国へ送金の上、現地で交付するものとする。

三、現地融資

現地融資は、移住者各個人又は移住者の団体に対して行うものとする。

(一) 移住者に必要な資金の現地融資は、自営農（経済的に独立して農業を営むもの。借地農、分益農を含む。）であるもの、又は自営農を営まんとするものに対して、次の基準により行うものとする。

I 長期営農資金融資

1. 融資の対象

- (1) 土地の造成及び開墾に必要な資金
- (2) 永年作物の植付資金
- (3) 家畜の購入資金
- (4) 農業用機械、機具購入資金

- (5) 農産加工施設資金
- (6) 灌漑、排水施設資金
- (7) 交通、運搬機具購入及び施設資金
- (8) 道路造成資金及びその造成用、維持用機械購入資金
- (9) 家屋、農舎、畜舎、修理場等の設備資金
- (10) その他営農に必要な長期資金

2. 融資通貨及び融資額

(1) 融資通貨

(I) ブラジルの場合

米貨建又は現地通貨建とする。

(II) ブラジルを除くその他の国の場合

全て米貨建とする。

- (2) 米貨建、現地通貨建いずれの場合に於ても1戸当り50万円相当額を限度とする。

3. 融資期間及び利率

(1) 期間及び支払方法

4年以内の据置期間（期間中利払）を含めて最長8年の割賦払とする。

(2) 利 率

- (I) 米貨建の場合、利子所得税額を差引いた残額が年5%に相当する率

- (II) 現地通貨建の場合、年12%以内

4. 担 保

次の担保を徴するものとする。

- (1) 土地、建物、永年作物その他適当な物件
- (2) 貸付をうけた資金により取得する物件
- (3) 担保のない場合又は不足する場合は、次の措置をとることにより貸付を行うことができる。

(I) 移住先国の公有地及び移住会社の分譲地等で、将来土地の所有権を取得することが確実な場合は、これを取得後直ちにその土地に抵当権を設定することを条件とする。

(II) 永年作物の将来価値を担保価値に織込んで評価し得るものとする。

5. 保 証

2人以上の保証能力ある個人、又は法人の連帯保証を徴する。

II 短期営農資金融資

1. 融資の対象

- (1) 種苗、農薬、肥料、飼料等の購入資金
- (2) 生産物販売用資材の購入資金
- (3) 人夫賃その他営農に必要な短期営農資金

2. 融資通貨及び融資額

(1) 融資通貨

(I) ブラジルの場合

米貨建又は現地通貨建とする。

(II) ブラジルを除くその他の国の場合

すべて米貨建とする。

(2) 融 資 額

米貸建、現地通貨建いずれの場合においても1戸当り30万円相当額を限度とする。

3. 融資期間及び利率

(1) 期間及び支払方法

1年6カ月以内の分割又は一括払とする。

(2) 利 率

(I) 米貸建の場合、利子所得税を差引いた残額が年5%に相当する率

(II) 現地通貨建の場合年12%以内

4. 担 保

次の担保を徴するものとする。

(1) 収穫物又は植付中の予想収穫物

(2) その他適当な物件

農業動産質権を設定する場合は、収穫物の処分については会社の指定する方法によるものとする。

5. 保 証

2人以上の保証能力ある個人、又は法人の連帯保証を徴する。

III 土地購入資金融資

1. 融資の対象

(1) 自営農として独立するために必要とする土地の購入資金

(2) 営農拡張に必要な土地の購入資金

2. 融資通貨及び融資額

(1) 融資通貨

(I) ブラジルの場合

米貨建又は現地通貨建とする。

(II) ブラジルを除くその他の国の場合

全て米貨建とする。

(2) 融 資 額

米貨建、現地通貨建いずれの場合においても1戸当り
50万円相当額を限度とする。

3. 融資期間及び利率

(1) 期間及び支払方法

4年以内の据置期間(期間中利払)を含めて最長8年の
割賦払とする。

(2) 利 率

(I) 米貨建の場合、利子所得税額を差引いた残額が年5
%に相当する率

(II) 現地通貨建の場合、年12%以内

4. 担 保

次の担保を徴するものとする。

(1) 貸付を受けた資金により購入する土地

(2) その他適当な物件

5. 保 証

2人以上の保証能力ある個人、又は法人の連帯保証を徴する。

(二) 主として、移住者により構成された団体の必要とする事業資金の現地融資は、農業協同組合その連合体、又はその他の農業団体に対して次の基準により行うものとする。

I 設備資金融資

1. 融資の対象

- (1) 農業協同組合又はその連合体の定款で定められた事業に必要な設備資金
- (2) その他の農業団体の次の事業に必要な設備資金
 - (I) 農業、牧畜業等の直営事業
 - (II) 出資者、組合員の農産物、その他の原料の加工、製造事業
 - (III) 出資者、組合員の生産物の販売事業
 - (Ⅲ) 出資者、組合員が必要とする諸資材、機械、機具その他日用品、食料品等の生活物資購買事業
 - (V) 出資者、組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置、運営事業。

2. 融資通貨及び融資額

(1) 融資通貨

(I) ブラジルの場合

米貨建又は現地通貨建とする。

(II) ブラジルを除くその他の国の場合

全て米貨建とする。

(2) 融 資 額

米貨建、現地通貨建いずれの場合においても、出資者又は組合員1名当り50万円相当額を限度とする。

3. 融資期間及び利率

(1) 期間及び支払方法

4年以内の据置期間（期間中利払）を含めて最長8年の割賦払とする。

(2) 利 率

(I) 米貨建の場合、利子所得税額を差引いた残額が年5%に相当する率。

(II) 現地通貨建の場合、年12%以内

4. 担 保

(1) 借受者たる団体の財産より、次の担保を徴するものとする。

(I) 土地、建物、永年作物その他適当な物件

(II) 貸付を受けた資金により取得する物件

(2) 若しこれにて不足する場合は、その役員又はその他の者の財産より適当な物件を徴するものとする。

(3) 担保のない場合又は不足する場合は、次の措置をとることにより貸付を行うことができる。

(I) 移住先国の公有地及び移住会社の分譲地等で、

将来土地の所有権を取得することが確実な場合はこれを取得後直ちにその土地に抵当権を設定することを条件とする。

(II) 永年作物の将来価値を担保価値に織込んで評価し得るものとする。

5. 保証その他の条件

(1) 法人の場合は、役員全員及び出資者乃至組合員の全員又は一部の連帯保証を徴するものとする。

(2) 任意組合の場合は、保証に代り受益組合員全員の連帯債務とする。

II 運転資金融資

1. 融資の対象

(1) 農業協同組合又はその連合体の定款で定められた事業に必要な運転資金

(2) その他の農業団体の次の事業に必要な運転資金

(I) 農業、牧畜業等の直営事業

(II) 出資者、組合員の農産物、その他の原料の加工製造事業

(III) 出資者組合員の生産物の販売事業

(IV) 出資者組合員が必要とする諸資材、機械、機具その他日用品、食料品等の生活物資購買事業

(V) 出資者組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置、運営事業。

2. 融資通貨及び融資額

(1) 融資通貨

(I) ブラジルの場合

米貨建又は現地通貨建とする。

(II) ブラジルを除くその他の国の場合

全て米貨建とする。

(2) 融 資 額

米貨建、現地通貨建いずれの場合においても出資者又は組合員1名当り30万円相当額を限度とする。

3. 融資期間及び利率

(1) 期間及び支払方法

1年6カ月以内の分割又は一括払とする。

(2) 利 率

(I) 米貨建の場合は利子所得税額を差引いた残額が年5%に相当する率

(II) 現地通貨建の場合、年12%以内

4. 担 保

借受者たる団体の財産より、次の担保を徴するものとする。

(1) 収穫物、又は植付中の予想収穫物

(2) 在庫品又は貸付をうけた資金により購入する物件

(3) その他適当な物件

収穫物又は予想収穫物に対しては農業動産質権を設

定し在庫品に対しては譲渡担保方式による。これら担保物件の処分については会社の指定する方法によるものとする。

5. 保証その他の条件

(1) 法人の場合は、役員全員及び出資者乃至組合員全員又は一部の連帯保証を徴するものとする。

(2) 任意組合の場合は、保証に代り受益組合員全員の連帯債務とする。

(三) 融資は所要資金の80%を限度とする。但し、移住者に止むを得ざる事情があるときは、個別審査の上この限度を超えて融資することが出来る。

以 上

「移住者に対する農業融資基準」一覽表

昭和36. 11. 13

1. 渡航前融資

日本海外移住振興株式会社

融資申込者の格	融 資 の 対 象	通貨建	貸付限度	貸付期間	貸付期間内繰上	利 率	担 保 及 び 保 証
開拓移住者及びその団体	1. 農業用機械器具購入資金 2. 営農資金(種苗、肥料、飼料、農薬、家畜、畜材料等購入資金、伐木、山焼及び家畜建設資金その他。)	円 建	1戸当り 50万円	9年以内	4年以内	利子所得税額を差引いた残額が年5%に相当する率	充分な担保又は確実な連帯保証もしくは損失補償契約に依る保証

2. 現地融資

種 類	融資申込者の格	融 資 の 対 象	通 貨 建	貸付限度	貸付期間	貸付期間内繰上	利 率	担 保 及 び 保 証
長期営農資金	移住者個人 (自営業であるもの又は自営農を営まんもの。)	1. 土地造成、開墾資金 2. 永年作物の植付資金 3. 家畜購入資金 4. 農業用機械、器具購入資金 5. 農産加工施設資金 6. 灌漑、排水施設資金 7. 交通運輸機械購入及びその造成用資金 8. 道路建設資金及びその造成用資金 9. 家屋、農舎、畜舎修理等の設備資金 10. その他営農に必要な長期資金	中南米諸国(含む) 米弗建 現地通貨建	1戸当り 50万円 相当額	8年以内 (利私)	4年以内	利子所得税額を差引いた残額が年5%に相当する率	担保:1) 土地、建物、永年作物その他の物件 2) 貸付金により取得する物件 保証:2名以上の保証能力ある個人又は法人の連帯保証
短期営農資金	同上	1. 種苗、農薬、肥料、飼料等購入資金 2. 生産物販売用資材購入資金 3. 入夫賃その他営農に必要な短期資金	中南米諸国(含む) 米弗建 現地通貨建	1戸当り 30万円 相当額	1年6か月以内	なし	利子所得税額を差引いた残額が年5%に相当する率	担保:1) 取戻物又は補付中の予想取戻物 2) その他の適当な物件 保証:2名以上の保証能力ある個人又は法人の連帯保証
土地購入資金	同上	1. 自営業として独立するために必要な土地購入資金 2. 営農基礎に必要な土地の購入資金	中南米諸国(含む) 米弗建 現地通貨建	1戸当り 50万円 相当額	8年以内	4年以内	利子所得税額を差引いた残額が年5%に相当する率	担保:1) 貸付を受けた資金により購入する土地 2) その他適当な物件 保証:2名以上の保証能力ある個人又は法人の連帯保証
団体に対する設備資金	農業協同組合 その連合体 その他の農業団体	1. 農業協同組合又はその連合体: 定款に定められた事業に必要な設備資金 2. それ以外の農業団体: 直営事業、加工製造事業、販売事業、共同利用事業に必要な設備資金	中南米諸国(含む) 米弗建 現地通貨建	組合員、出資者 1名当り 50万円 相当額	8年以内	4年以内	利子所得税額を差引いた残額が年5%に相当する率	担保:1) 土地、建物、永年作物その他適当な物件 2) 貸付をうけた資金により取得する物件 保証:1) 法人の場合は役員会及び出資者乃至組合員又は一部の連帯保証 2) 任意組合員の場合は受託業務
団体に対する運転資金	同上	1. 農業協同組合又はその連合体: 定款に定められた事業に必要な運転資金 2. それ以外の農業団体: 直営事業、加工製造事業、販売事業、共同利用事業に必要な運転資金	中南米諸国(含む) 米弗建 現地通貨建	組合員、出資者 1名当り 30万円 相当額	1年6か月以内	なし	利子所得税額を差引いた残額が年5%に相当する率	担保:1) 取戻物又は補付中の予想取戻物 2) 在庫品又は貸付により購入する物件 3) その他適当な物件 保証:1) 法人の場合は役員会及び出資者乃至組合員又は一部の連帯保証 2) 任意組合員の場合は受託業務

(備考)

- 長期営農資金及び団体に対する設備資金の貸付において担保がないか、又は不足する場合の措置により貸付を行なうことができる。
(1) 移住先国の公有地、移住先国の分譲地等で、将来土地の所有権取得が確実なとき、これに抵当権設定を条件とする。
(2) 永年作物の将来価値を担保価値におりこんで評価する。
- 現地融資は、所要資金の80%を限度とする。
但し、移住者に止むを得ざる事情があるときは、個別審査の上この限度を超えて融資することができる。

